

第 9 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成23年3月10日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成23年3月10日(木曜日)

午前10時3分開議

午後0時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第56号 平成23年度熊本県一般会計予算

議案第60号 平成23年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第63号 平成23年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第91号 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第101号 熊本県就学前教育振興「肥後っ子かがやきプラン（改定版）」の策定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①県立特別支援学校整備計画(案)について

出席委員（7人）

委員長 守田 憲 史
副委員長 船田 公 子
委員 山本 秀 久
委員 倉重 剛

委員 松村 昭

委員 平野 みどり

委員 早田 順 一

欠席委員（1人）

委員 竹口 博 己

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本 隆 生

教育次長 岡村 範 明

教育次長 岩瀬 弘 一

教育次長 阿南 誠一郎

教育政策課長 松永 正 男

高校教育課長 瀬口 春 一

義務教育課長 谷口 慶 志 郎

学校人事課長 柳田 誠 喜

社会教育課長 小野 賢 志

人権同和教育課長 川上 修 治

文化課長 小田 信 也

体育保健課長 城長 眞 治

施設課長 後藤 泰 之

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 山本 國 雄

警察本部

本部長 中尾 克 彦

警務部長 金高 弘 典

生活安全部長 吉村 郁 也

刑事部長 吉田 親 一

交通部長 富永 義 喜

警備部長 古川 隆 幸

首席監察官 中野 洋 信

参事官兼警務課長 池部 正 剛

参事官兼会計課長 緒方 博 文

総務課長 吹原 直 也

参事官兼

生活安全企画課長 那 須 賢 児
参事官兼刑事企画課長 本 山 秀 樹
参事官（組織犯罪対策）吉 長 立 志
参事官兼交通企画課長 田 上 隆 章
交通規制課長 高 野 利 文
参事官兼警備第一課長 中 島 恵 一

事務局職員出席者

議事課主幹 濱 田 浩 史
政務調査課主幹 木 村 和 子

午前10時3分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから第9回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

議案について、教育委員会、警察本部の順で執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明等を行われる際は、着席のままで結構です。

それでは、山本教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○山本教育長 おはようございます。

それでは議案の説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

守田委員長初め委員各位におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして大変熱心に御指導、御支援をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、先日行われました各県立学校の卒業式に際しましては、時節柄大変御多用中にもかかわらず御出席をいただき、卒業生に対して心温まる励ましのお言葉をいただきま

したことに對しまして、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

ところで、平成21年2月議会で議決いただいて策定いたしましたくまもと「夢への架け橋」教育プランも来年度は3年目を迎えます。

今後、このプランを着実に推進してまいりたいというふうに考えております。

それでは、今議会に提案いたしております教育委員会関係の議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、当初予算関係でございます。

まず、平成23年度当初予算につきましては、第56号議案熊本県一般会計予算、第60号議案熊本県立高等学校実習資金特別会計予算及び第63号議案熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,576億3,000万円余をお願いいたしております。また、翔陽高校教室棟改築工事等の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以下、来年度予算で取り組みます主な施策及び事業について、御説明いたします。

まず、学力向上でございます。基礎学力向上のために、良好な学習環境の整備に取り組んでまいります。

授業の質の向上に向けた新たな取り組みといたしましては、授業力に秀でた教員を授業マイスターに認定し、公開授業や研修会等を通じて授業のスキルなどの伝授を進めます。

児童生徒の学力向上対策につきましては、生活環境などから生じている教育格差を、小学校低学年から早期に解消するための実践研究を行い、基礎学力の確実な定着を引き続き推進してまいります。

さらに、学校、家庭と地域ボランティアを結ぶ地域教育コーディネーターを養成するなど、地域の力を結集して教育の社会的・経済的要因による格差の解消を着実に図ってまいります。

中学生の英語力の向上につきましては、新

たに本県独自の英語音声教材CDを開発し、解説資料等を添付して配付し、授業における補助教材や家庭での自主学習の教材として活用いたします。

環境教育につきましては、児童生徒の水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成いたします。従来は県内公立小学校の5年生のうち、毎年3分の1程度が水俣市に行き学習をしておりましたが、来年度はすべての5年生が学習に行けるよう支援してまいります。

道徳教育につきましては、本県独自の道徳教育用教材「熊本の心」の開発・作成を行うことなどにより、本県における道徳教育の充実を図ってまいります。

いじめ・不登校対策でございますけれども、それらの積極的予防及び解消に向け、カウンセリング技能向上のための教職員研修の実施やスクールカウンセラー、いじめ・不登校アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなどの活用を通して、学校における教育相談体制の支援を引き続き図ってまいります。中でも、スクールソーシャルワーカーにつきましては、精神保健福祉士や社会福祉士の国家資格を有する者を配置し、学校現場に福祉の視点を取り入れたことにより、家庭環境に起因する問題の解決につながっておりますのでございます。

次に、就職支援でございます。高校生の就職を支援する取り組みにつきましては、企業等との連携により、高校生インターンシップ日本一を目指し、生徒の勤労観・職業観を醸成いたします。

また、商工観光労働部と連携した新たな取り組みといたしまして、熟練技能者等を主に工業高校へ派遣し、生徒の専門性を高め、進路目標の確立を図りたいと考えております。

特別支援教育につきましては、重度・重複障害児童生徒の安全で安心な学習環境を整備

するための、新たな特別支援学校設置に向けた基本構想策定費をお願いいたしております。

県立高等学校再編整備の推進に向けた取り組みでございますけれども、県立高等学校再編整備等基本計画等に基づき、中期案件に係る施設整備や開校準備等を進めるとともに、前期再編整備対象校の学校運営を支援いたしてまいります。

次に、品格あるくまもとの中で、文化振興を通じた品格あるくまもと創造に向けた取り組みでございます。

鞠智城については、山鹿市、菊池市で開かれる古代山城サミットにおいてシンポジウムを開催するなど、特別史跡の指定に向け、全国的な認知度向上に取り組んでまいります。

世界文化遺産登録につきましては、阿蘇、万田坑・三角西港といった近代化産業遺産、天草のキリスト教関連遺産についての取り組みを着実に進めてまいります。

さらに、一昨日の8日から、九州新幹線全線開業を記念した特別展細川コレクション永青文庫の至宝展を県立美術館で開催したところでございます。今後も細川コレクション永青文庫の魅力を、より多くの方々に紹介してまいります。

次に条例議案でございますけれども、条例議案といたしましては、第92号議案藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について外1件でございます。

この条例は、藤崎台県営野球場のスコアボードの改修に伴い、使用料を改定するものでございます。改修により、得点の2桁表示やチーム名の電光表示、選手名や試合等の映像表示が可能になるなど、スコアボードの機能がグレードアップし、より充実したものとなります。

その他議案といたしまして、第101号議案熊本県就学前教育振興「肥後っ子がやきブラン(改定版)」の策定についてでございます。

す。

このプランは、本県の就学前教育振興の基本方針を示すものでございます。今後このプランに基づき、就学前の子供をたくましく心豊かにはぐくんでまいりたいと考えています。

各議案の詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、特別支援学校の整備につきまして、先日の3月定例教育委員会で整備計画案を決定いたしましたので、御報告申し上げます。

本整備計画は、県立特別支援学校が抱える喫緊の課題への早急な対応を図るため、県教育委員会として、今後の整備の方針及び整備の内容を示すものであり、後ほど御説明申し上げますので、よろしく御説明申し上げます。

以上でございます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

教育委員会資料の、まず第1ページをお願いいたします。教育委員会の平成23年度当初予算案の総括的な表でございます。

まず、上段の表の一般会計予算は、総額1,558億1,671万円余、平成22年度当初予算との比較では、1億400万円余、0.1%の微増となっております。

各課別内訳表につきましては、表のとおりでございます。

一般会計に2つの特別会計を加えた教育委員会の当初予算総額は、一番下段でございますが、1,576億3,852万円余で、やはり対前年比で微増となっております。

各事業の説明に入ります前に、資料の中で共通しております項目について御説明申し上げます。

資料2ページ以降に、説明欄に「職員給与費」と記載してあるものがございます。これ

は職員給与についての所要の見込み額を計上したものでございます。したがって、この点につきましては関係課の説明は割愛させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。教育政策課の当初予算について、御説明申し上げます。

まず、上段の教育委員会費ですが、1,303万5,000円をお願いしております。これは、教育委員5人の報酬及び教育委員会の運営費でございます。

下段の事務局費ですが、15億4,269万5,000円をお願いしております。主なものとしては、職員給与のほか学校における情報通信技術を活用した教育の推進に要する経費や、教育振興基本計画の推進に要する経費、また授業力に秀でた教員を授業マイスターとして認定し、広く県内において活用するために要する経費でございます。

3ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費ですが、15億706万9,000円をお願いしております。主なものとしては、平成13年度までに建設しました教職員住宅の公立学校共済組合への償還金などや、住宅廃止に伴う解体に要する経費並びに住宅の維持修繕に要する経費でございます。また、教育委員会事務局職員及び学校教職員の子ども手当でございます。

下段の教育センター費ですが、8,557万5,000円をお願いしております。主なものとして、教育センターの運営費や教科等研修及び講座などに要する経費でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

最後に、恩給及び退職年金費ですが、3億4,909万4,000円をお願いしております。

以上、総額34億9,746万8,000円でございます。

御審議のほど、よろしく御説明申し上げます。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の5ページをごらんください。一般会計予算について、御説明申し上げます。

上段の事務局費は、3,763万8,000円をお願いしております。1の(1)県立高等学校教育整備推進事業等は、八代地区及び水俣地区の新設高校の開校準備及び前期再編統合対象校の閉校に伴う経費など、再編整備の推進等に要する経費でございます。

(2)の育英資金未収金回収強化事業は、緊急雇用創出基金を活用しまして、督促業務等のための非常勤職員の任用等、未収金回収対策に要する経費でございます。

次の段の教育指導費は、3億7,200万2,000円をお願いしております。右説明欄の主なものについて、御説明申し上げます。

1の(1)通学支援事業は、県立高校の再編統合に伴う矢部高校、上天草高校の通学支援に要する経費でございます。

次の2の(1)の「夢への架け橋」進学支援事業は、教員の専門性と実践的指導力向上に向けた、外部講師を活用した講義など、各種研修等の実施に要する経費でございます。

一番下(6)のキャリア教育推進事業は、高校生の就業体験インターシップの実施等に要する経費でございます。特に、県立高校普通課の参加率を向上させたいと考えております。

資料6ページをごらんください。

(7)の高校生キャリアサポート事業は、緊急雇用創出基金を活用しまして求人開拓等を行うキャリアサポーターの配置など、高校生の就職支援に要する経費でございます。

(9)の就業支援プロジェクトは、熟練技術者等を主に工業高校へ派遣しまして、実践的な技術、技能の指導を行うために要する経費で、産業人材育成課と連携をとりながら実施するものでございます。

3の(1)初任者研修は、新規採用教員に対

する研修及び研修を受講している初任者のかわりに授業を行います、非常勤講師の採用等に要する経費でございます。

下段の教育振興費は、4,731万7,000円をお願いしております。これは1(1)の県立中学校3校の運営に要する経費及び2の(1)の県立中学校の入学選抜に要する経費でございます。

次の7ページをごらんください。

上段の高等学校総務費は、1,047万9,000円をお願いしております。これは1(1)の県立高等学校入学選抜に要する経費でございます。

下段の教育振興費は、1億1,470万6,000円をお願いしております。これは、1(1)の理科教育設備や、一番下の5(1)産業教育設備の整備に要する経費及び中ほどの2から4は、定時制及び通信制課程の生徒に対する就学奨励資金などに要する経費でございます。

次、資料の8ページをごらんください。

上段の学校建設費は、1億6,361万6,000円をお願いしております。これは、県立中学校の設置や県立高校の再編統合に伴う施設整備に要する経費でございます。

中段の特別支援学校費は、2,046万7,000円をお願いしております。これは、特別支援学校における施設等の整備や運営に要する経費でございます。特に1(2)の重度・重複障がい児童生徒のための学習環境整備事業につきましては、安全で安心な学習環境を整備するための、新たな特別支援学校設置に向けた基本構想策定費をお願いしております。

下段の保健体育総務費は、747万円をお願いしております。これは、定時制の生徒に対する給食費補助等に要する経費でございます。

資料の9ページをごらんください。

上段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、4,048万9,000円をお願いしております。これは、一般会計から県立高等学校実習

資金特別会計へ繰り出すもので、括弧書きにありますように、水産高校における実習船ドック経費等に充当するものでございます。

2段目の、育英資金等貸与特別会計繰出金は、2億8,008万8,000円をお願いしております。これは、国の経済対策に伴う高等学校等奨学金緊急支援事業に活用するため、育英資金等貸与特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計は10億9,427万2,000円をお願いしております。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。資料の10ページをごらんください。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。上段の農業高等学校費は、1億8,014万5,000円をお願いしております。これは、1(1)の農業関係高等学校12校の実習運営に要する経費及び2(1)の県立高等学校実習基金の運用利息の積立金でございます。

次の水産高等学校費は、7,070万9,000円をお願いしております。これは、水産高校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

資料11ページをごらんください。

次に、熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。育英資金等貸付金は、15億7,095万5,000円をお願いしております。これは、1(1)の育英資金貸付金の、大学生や高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費や、(2)高等学校等奨学金緊急支援事業及び(3)高等学校通学費奨学金貸付金に要する経費でございます。

特別会計につきましては、計18億2,180万9,000円をお願いしております。

以上、一般会計及び特別会計の総額は29億1,608万1,000円でございます。

次に、資料の31ページをごらんください。債務負担行為の設定につきまして、御説明申し上げます。

新たに設置します玉名高校附属中学校の技術棟建築に要する経費について、限度額1億5,658万5,000円の設定をお願いしております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

まず当初予算関係について、12ページをお願いいたします。

教育指導費3億2,536万9,000円をお願いしております。主なものについて御説明させていただきます。

まず、2の学校教育指導費でございますが、(3)の基礎学力向上システム推進事業は昨年度からの継続事業で、生活環境等から生じる教育格差を小学校低学年の早期から対処するシステムづくりのための実践研究を行い、その成果の普及に要する経費でございます。

(4)道徳教育総合支援事業は、新学習指導要領の内容等を踏まえ、本県独自の道徳教育用教材「熊本の心」の開発作成を行い、県内すべての公立小中学校に配布し、学校における道徳の時間等での活用を図ることで、本県における道徳教育の充実に資するための経費、全額国庫でございます。

(5)の日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業は、これまで5年生の3分の1を派遣していましたが、これもエコセミナーとは異なり、県内すべての公立小学校5年生を水俣に派遣し、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成するための経費でございます。

(6)のくまもと中学生英語力アップ支援事業は、本県独自の英語音声教材CD及び解説資料に加え、教師用の活用マニュアルを作成配布し、授業や家庭での活用を進めることで

英語力の向上を図るための経費でございます。CDは各学年1枚、約70分の構成で、その内容は、各学年の学習内容に応じ、また熊本の自然や伝統・文化等に関することも盛り込んだ重要な基本文や会話表現などをネイティブスピーカーにより録音したものを考えております。

13ページをお願いいたします。

3の教員研修費でございますが、教員の資質や指導力、専門性の向上を図るため、(2)の小中学校の新規採用教員に対する初任者研修や、(3)ですが、17年目研修や民間企業等での1年間の異業種体験を行う長期社会体験研修などを行う教職経験者研修、それに(4)の指導が不適切な教諭等のための指導改善研修などの実施に要する経費でございます。

次に4の児童生徒の健全育成費でございますが、(2)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、いじめや不登校の積極的予防及び解消を図るために教職員研修の実施やスクールカウンセラー等の配置による教育相談体制等の支援などに要する経費でございます。

(4)の子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業は、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の解消のため、スクールソーシャルワーカーの配置などに要する経費でございます。

14ページをお願いいたします。

次に、保健体育総務費448万1,000円をお願いしております。学校保健給食振興費の主なものとして、(1)の食育推進事業は、食育推進のための指導者の養成研修や指定校による研究等を実施するために要する経費でございます。

以上、総額3億2,985万円でございます。

続きまして条例議案等ですが、議案第101号の熊本県就学前教育振興「肥後っ子がやきプラン(改訂版)」の策定についてでございます。39ページをお願いいたします。

プランは、別冊にしております。また参考

資料として、概要をまとめたものを1枚お配りしております。

本件につきましては9月議会の本委員会で御説明させていただいているところですが、今回は議案として提案いたしますので、よろしく願いいたします。

説明は、説明資料39ページで行いますので、その内容欄をごらんください。

1の制定改廃の必要性についてでございますが、本県において平成15年3月に策定しました熊本県就学前教育振興「肥後っ子がやきプラン」の計画期間が本年度末で満了するため、その後の本県就学前教育振興の基本方針を示す改訂版プランを策定するものでございます。

本プランは、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例に基づき、あらかじめ議会の議決を経なければならない計画であるため、本議会へ提案するものでございます。

次に、2の内容について御説明いたします。(1)位置付けをごらんください。

本プランは、就学前の子供がたくましく心豊かに育つことを目的に、県が総合的に取り組むための基本となる計画でございます。また、子供の育ちにかかわる、家庭、幼稚園、保育所等、地域社会、市町村、県等が就学前教育の充実に向けて連携し合いながら、それぞれの立場で推進するための基本となる考えを示すものでございます。

なお、改定の流れについては資料には書いておりませんが、昨年度から改定作業を開始し、幼稚園・保育所等の各機関の代表等の委員で構成する改定委員会及び審議会からの意見聴取やパブリックコメントなどにより県民の声を広く伺いながら計画策定に取り組んでまいりました。

(2)の、基本目標をごらんください。本プランの基本目標は「子どもが『生きる力』の基礎」を身に付け、たくましく心豊かに育

つために、家庭、幼稚園・保育所等地域社会が「人と人」「心と心」をつなぎ合いながら教育機能を高め、子どもたちが自己肯定感をもち、安心感・信頼感に包まれながら育つ環境づくり」としております。

この基本目標を具現化するために、(3)に示しておりますように、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3つの基本方向を掲げております。

今回の改定の大きなポイントは、家庭教育の重視でございます。家庭教育については、現行プランで基本方向Ⅱに示していたものを、その重要性にかんがみ、改定版においては基本方向Ⅰに位置づけ、その内容の充実を図りました。

(4)の内容構成でございますが、第1章には改定の背景、第2章にはプランの基本方針、第3章には基本方針に基づく具体的施策を示しております。

(5)の計画期間については、平成23年度から平成27年度までの5年間としております。

以上、概要を御説明しましたが、本議会で議決をいただきましたら、この計画に基づき関係各課で連携を図りながら、就学前教育のさらなる振興・充実を図っていきたいと考えております。

義務教育課については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

資料の15ページをお願いします。

学校人事課1段目の事務局費でございます。2億7,915万円余を計上しておりますが、これは事務局職員の退職手当でございます。7,400万ほど前年度よりもふえておりますのは、定年退職者が増加しているためでございます。

次の段の教職員人事費でございますが、12億6,659万円余を計上しております。メーン

は、1番に示しておりますように、教職員の退職手当でございます。これも前年よりも定年退職予定者が56名ほどふえますので、大幅に増額になっております。

2番目の管理運営費でございますけれども、(1)は本課及び教育事務所の管理業務費に係る経費でございます。

(3)の「夢への架け橋」教育支援事業でございますが、これは退職教員等を活用しまして小中学校の不登校支援を行う経費、それから特別支援学校で食事等の介助を行う経費を計上しております。

(4)の学校環境整備緊急雇用創出事業ですが、これは緊急雇用創出基金を活用いたしまして、学校周辺のパトロールの委託経費、それから再編高校の環境整備を行う経費でございます。

16ページをお願いします。

一番上の教職員費、これは小学校職員に係る給与費それから旅費でございます。598億9,636万円を計上しております。

2段目の教職員費は、中学校教職員に係る給与費及び旅費でございます。339億6,846万円余を計上いたしております。前年よりも大幅に減額になっておりますのは、昨年の人事委員会勧告で期末勤勉手当が0.2カ月減額の勧告を受けましたので、そのことによって大幅に減額になっております。

一番下の高等学校総務費でございますが、255億4,130万円余を計上いたしております。これは高等学校職員の給与費並びに非常勤講師の通勤旅費それから人件費でございます。

17ページをお願いします。

一番上の全日制高等学校管理費でございます。16億8,812万円余を計上いたしております。これは、全日制高等学校の運営費並びに教職員の旅費に係るものでございます。

2段目の定時制高等学校管理費3,165万円余を計上いたしております。これは定時制高等学校の運営費と、教職員の旅費でございます。

す。

一番下の通信教育費674万円余は、通信制の高等学校の運営費並びに教職員の旅費でございます。

18ページをお願いします。

特別支援学校費86億2,409万円余を計上いたしております。これは、特別支援学校の教職員の給与費がメインでございます。それ以外に2番目に、学校運営費ということで、特別支援学校の運営費並びに教職員の旅費、それから3に記載しておりますように、特別支援学校の就学奨励費というところで、特別支援学校の児童生徒の就学のために必要な給食費や交通費、修学旅行費等を支給するための経費でございます。

学校人事課は、総額1,423億248万円余を計上いたしております。

次に、資料の33ページをお願いします。

議案第91号でございます。条例等の議案でございますが、熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、県立学校職員それから市町村立学校の義務教育等教員特別手当の見直しに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2番目に改正内容を示しておりますが、これは義務教育費国庫負担金の算定基準の引き下げに伴いまして、条例で定めております手当の最高額を月額1万1,700円から8,000円に引き下げるものでございます。

この条例の施行は、23年4月1日からをお願いしております。

学校人事課は、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料は、19ページをお願いいたしま

す。主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。

社会教育費の説明欄2番目に上げております地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)地域教育コーディネーターの育成・活用事業は、国庫補助を活用しまして学校、家庭、地域のボランティア団体、専門機関を結ぶコーディネーターを育成し、活用を行う市町村への補助等に要する経費でございます。これまで国の委託事業で実施しておりました学校支援地域本部事業は、この事業の中で実施することが可能となります。

同じく(2)「親の学び」推進事業は、くまもと「親の学び」プログラム小学生期編の普及と、新たに中高生期編の開発を行うなど、家庭教育力向上のための施策を行うものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

4、社会教育諸費のうち(1)青少年教育施設管理運営費につきましては、県立天草青年の家など、4つの県立青少年教育施設の管理運営を行う指定管理者への委託に要する経費でございます。

(5)県生涯学習推進センター運営事業は、大学等と連携して県民に多様な学習機会を提供する県民カレッジ事業など、生涯学習推進センターの運営に要する経費でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。21ページは、図書館費でございます。

説明欄2段目の管理運営費につきましては、県立図書館の施設設備の維持補修や蔵書の購入等の管理運営全般に要する経費でございます。

3番目の、事業費の(2)図書館読書環境整備促進事業は、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、図書へのICタグの張りつけ及び郷土資料や古い地図などの歴史的な貴重資料のデジタル化による確実な保存など、来館者のサービスの向上・充実を図る事業でございます。

ます。

以上、11億2,001万円でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費でございますが、772万6,000円をお願いしております。これは、課運営費及び人権教育に係る教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業と、学校教育における人権教育推進に要する経費でございます。

次に、中段の教育振興費でございますが、2,734万1,000円をお願いしております。これは、地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金、奨学資金の返還事務及び未収金回収のための非常勤職員の任用等でございます。

次に、下段の社会教育総務費でございますが、1,457万4,000円をお願いしております。これは、人権教育推進のための資料の作成、啓発イベント等の運営及び社会教育関係団体への事業費補助等、社会教育における人権教育推進に要する経費でございます。

以上、総額4,964万1,000円でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。文化費10億705万4,000円をお願いしております。

主なものについて、御説明いたします。2の文化振興費のうち(3)美術館分館管理運営費は、指定管理者に委託する県立美術館分館の委託料でございます。

次に、3の文化財調査費のうち(2)の埋蔵文化財発掘調査(受託)は、国等の公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査に要する経費であります。なお、この経費は事業主である国等が全額負担しております。

24ページをお願いいたします。

4の文化財保存管理費のうち主なものは、(1)の世界文化遺産登録推進事業ですが、文化財の国指定に向けての調査や保存管理計画の策定など、阿蘇を初めとする世界文化遺産候補の登録推進に要する経費でございます。

(3)の文化財保存整備費補助金は、市町村等が実施する国や県指定文化財の保存整備事業費の一部を補助するものでございます。

(5)の文化財広域連携推進事業は、市町村が広域で連携して地域の文化財の保存活用を進めるための支援に要する経費でございます。

(7)の鞠智城関係経費は、国指定史跡鞠智城跡の管理運営費、発掘調査及び公園整備費や国の特別史跡指定に向けた取り組みに要する経費でございます。

次に25ページですが、美術館費3億5,663万2,000円をお願いしております。主なものは、2の県立美術館の管理運営に要する経費並びに5の永青文庫推進事業費で、一昨日であります3月8日から公開されました細川コレクション永青文庫の至宝展を初めとする永青文庫展示室における展覧会の開催や、永青文庫所蔵の美術品や古文書等の調査・研究や修復に要する経費でございます。

以上、文化課分は総額13億6,368万6,000円でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

資料は、26ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費として4億8,980万円をお願いしております。主な事業でございますが、2の学校保健給食振興費の(2)日本スポーツ振興センター事業は、学校管理下で児童生徒に災害が発生したときの災害共済給付に要する経費でございます。

(3)学校医・学校歯科医・薬剤師等の設置

は、児童生徒等の健康保持増進のための、県立学校における学校医等の設置に要する経費でございます。

27ページをお願いいたします。

次に体育振興費として2億765万6,000円をお願いしております。

主な事業でございますが、1の学校体育振興費の(1)地域スポーツ人材の活用実践支援事業は、地域スポーツの人材活用により、教員の負担軽減や学校体育の充実を図るために要する経費でございます。

(2)高等学校体育連盟育成は、県高校総体の開催及び全国大会への派遣に対する、高等学校体育連盟への補助でございます。

2の社会体育振興費の(1)日本学生陸上競技対校選手権大会開催支援事業は、23年度の新規事業でございます。本県で行われます、第80回日本学生陸上競技対校選手権大会に対する補助でございます。

(2)国民体育大会は、国民体育大会への県選手団の派遣等に要する経費でございます。

(4)競技スポーツ振興事業は、競技力の維持向上を図るための、競技団体等に対する補助でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

体育施設費として、7億9,504万9,000円をお願いしております。1の県営体育施設管理費でございますが、(1)藤崎台県営野球場以下6施設の指定管理者への委託等に要する経費でございます。

比較の欄の2億3,548万9,000円の減は、全施設に利用料金制を導入したことによる委託料の減額によるものでございます。

2の県営体育施設整備費でございますが、主な事業は(1)熊本県・市町村体育施設等予約システム運営事業でございます。体育施設等の予約システムの運用に要する経費でございます。

以上、総額14億9,250万5,000円でございます。

次に、資料の35ページをお願いいたします。

第92号議案藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の条例改正は、藤崎台県営野球場のスコアボードの改修に伴い、使用料を改定するものでございます。

なお、お手元に現在及び改修後のレイアウトイメージ図をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

新たな使用料については、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

金額については、施設の設置費用、減価償却費及び維持管理費を総合的に考慮し算定したものでございます。

なお、大会の規模や利用状況に応じまして、利用者がスコアボード上の表示内容を選択できるものとして、3段階の使用料を設定しております。

1つ目の区分として、得点及びボール・ストライクなどの判定のみを表示する場合は、1式1時間につき、職業野球、一般野球の場合は1,400円、学生野球の場合は660円となっております。

また2つ目の区分として、さらに選手名や他の試合結果等を表示する場合は、それぞれ2,800円と1,330円、また3つ目の区分としまして、さらに試合の映像等を表示する場合には、それぞれ4,500円と2,140円としております。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行することとなっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料は、29ページでございます。歳出予算の主な内容について、御説明申し上げます。

3段目の、全日制高等学校管理費でございますが、県立高等学校の維持管理に要する経

費としまして、2億1,495万6,000円をお願いしております。

下段の学校建設費でございますが、県立高等学校の施設整備などに要する経費としまして41億1,286万7,000円をお願いしております。このうち主な内容を申し上げますと、右側でございますが(2)の校舎新・増改築事業の12億3,088万9,000円は、熊本商業高校校舎等改築事業、翔陽高校教室棟改築事業、高森高校教室棟改築事業、水俣高校校舎等増改築事業、球磨工業高校管理棟改築事業に要する、基本構想、実施設計、工事等の経費でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

右側(4)の県立高等学校施設整備事業の15億8,515万9,000円は、県立高等学校校舎などの改修に要する経費でございます。

(5)の耐震改修事業の12億4,432万7,000円は、県立高等学校施設の耐震改修事業に要する経費でございます。

(7)の県立高等学校PCB廃棄物処理事業の459万1,000円は、国のPCB廃棄物処理計画に基づき、蛍光灯の安定器等に含まれましたPCB廃棄物の処理を行う経費でございます。平成23年度は含有判定調査等を行い、平成24年から平成26年度にかけて廃棄処理を行う予定でございます。

次に特別支援学校費でございますが、県立盲・聾・養護学校の施設整備、維持管理費に要する経費としまして2億3,349万2,000円をお願いしております。

このうちの右側(3)の県立特別支援学校PCB廃棄物処理事業の59万9,000円は、先ほどの学校建設費と同様の内容でございます。

以上、総額は45億6,679万6,000円でございます。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明申し上げます。資料の31ページをお願い申し上げます。

翔陽高校教室棟改築事業につきましては、

平成23年度、24年度の2カ年での執行を予定しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○守田憲史委員長 引き続き、警察本部から説明をお願いします。

初めに、中尾本部長。

○中尾本部長 おはようございます。

守田委員長初め委員の皆様方には、この1年間、警察行政の運営に関して的確な御指摘や各種主要行事に御参加をいただき、警察職員に対する激励を初め多大な御支援を賜りまして、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、県警察の抱える多くの課題に関して、一定の成果と前進が図られたところであり、衷心よりお礼を申し上げます。

しかしながら、御承知のとおりと思えますけれども、最近、子供、高齢者のいわゆる社会的弱者が被害者となる痛ましい犯罪などが連続して発生しております。今後、重層的な防犯ネットワークの整備とともに県民の皆様自主的防犯対策を講じ犯罪に対する抵抗力をつけていただくよう促すなど、犯罪が起きにくい社会づくりの推進や、子供への声かけ行為に対する先制的な指導警告活動を行っておりますけれども、このような活動を充実していくことが重要と考えているところでございます。

さて今春、本県警察に警察官3人の増員配置が示されました。これもひとえに、委員の皆様方を初めとする県議会の皆様方の多大な御支援のおかげであると感謝しているところでございます。増員の効果を確実にお示しできるよう、努めてまいります。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。今議会に提案しております警察関係議案は、予算関係が1議案、条例関係が2議案の、計3議案であります。

まず、予算関係について申し上げます。

第56号議案平成23年度熊本県一般会計予算についてですが、これは、平成23年度の当初予算として、警察費総額386億991万円余をお願いするものでございます。

詳細については、この後、担当課長が御説明申し上げますが、主なものを申し上げますと、平成23年度から庁舎建設工事を開始する、新熊本東警察署庁舎等整備事業1億2,217万6,000円、県民による高齢者の見守りに必要なネットワークの構築198万6,000円を含む安全で安心なまちづくり事業費2,838万9,000円、繁華街パトロール等防犯ボランティア団体に対する物的支援を行うみんなが安心して歩ける街づくり事業261万7,000円、熊本県暴力団排除条例の施行を契機とし、広報啓発・教育等を実施する暴力団排除実現事業863万6,000円を含む暴力団総合対策の推進1,503万8,000円、運転能力診断測定器を活用し、交通安全指導を実施する高齢ドライバーサポート事業530万3,000円などであります。

次に、条例関係について申し上げます。

第93号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、警察法施行令の改正に伴い本県警察官の定員が3人増員されることから、熊本県警察職員の定数を改めるもの、第94号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定ですが、これは、平成23年春の組織改正により、「刑事調査官」の職名を「検視官」に改めることから、感染症死体処理作業及び死体処理作業の支給対象職員の表記の一部を改正するものであります。

これらの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方会計課長 それでは予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づき

まして御説明をいたします。

資料1ページをお願いいたします。

第56号議案平成23年度熊本県一般会計予算についてでございます。

まず、平成23年度警察費予算総額でございますが、資料6ページをごらんいただきたいと思います。

資料6ページの一番下の欄、左端の合計の本年度欄に記載しておりますとおり、警察費総額として386億991万7,000円をお願いしております。前年度と比較しますと、総額で5億8,439万円の減額となっておりますが、これは給与の削減で、職員の若返り等に伴う人件費の減額が約6億円、退職手当の支給見込額の減額、約1億3,000万円の減が主な要因となっております。

それでは、最初の方の資料1ページに戻っていただきますよう、お願いいたします。

資料の1ページから順次、費目別の内容につきまして御説明をいたします。

まず、公安委員会費総額804万1,000円は、公安委員の報酬及び公安委員会の運営に必要な経費でございます。

次に、警察本部費総額321億9,686万5,000円は、職員の給与、警察業務の管理等に必要な経費でございます。

順次、主要な項目について御説明させていただきます。

まず、右端の説明欄1の職員給与として26億4,255万7,000円をお願いしておりますが、これは職員の給料、各種手当等の経費を計上しているものでございます。先ほど申しましたように、職員給与削減等に伴い、人件費が減額となっているところでございます。

説明欄2の退職手当39億920万1,000円は、退職見込者数164人分を計上しております。

次に、説明欄3の警察一般管理費のうち、(17)の警察統合OA整備費は、パソコン等のOA機器の維持管理に要する経費でございます。

(22)の緊急雇用創出基金事業5,127万3,000円は、緊急雇用創出基金を活用し、計140人の非常勤職員を雇用するための経費でございます。

内容につきましては、高齢者を交通事故や振り込め詐欺から守る安全・安心サポート事業として20人、駐車違反の放置違反金の未収金の回収事業など4事業にて、非常勤職員27人を雇用するものでございます。

また、安全・安心なまちづくり事業として、セーフティーパトロール活動委託事業、女性も安心して歩ける繁華街づくり事業として、繁華街パトロール事業など3事業において113人を雇用するものでございます。

2ページをお願いいたします。

装備費の総額4億9,567万6,000円は、県警保有の車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理、資機材の整備及び各種警備活動に必要な経費でございます。

説明欄の警察装備品維持管理費のうち、(4)の装備品維持管理費2,206万1,000円は、各種装備品の維持管理費のほか、けん銃出納業務の効率化やけん銃防失事案の未然防止を図るため、新たにけん銃管理システムの構築に要する経費として、1,089万3,000円を計上しております。

次に、警察施設費総額11億1,567万3,000円は、警察施設の整備及び維持管理に要する経費でございます。

説明欄2の警察施設整備費のうち、(1)の警察施設整備費、単独事業2億1,813万1,000円は、老朽化の著しい交番、駐在所等の新築整備、改修工事等を行うものでございます。平成23年度につきましては、駐在所3カ所の新築、宿舍1カ所の新築、警察署2カ所の外壁改修等を行うものでございます。

(2)の新熊本東警察署庁舎等整備事業1億2,217万6,000円は、耐震強度不足、留置施設不足に対処するために、熊本東警察署の移転、集中留置施設の整備等を行い、治安基盤

の強化を図る事業でございます。熊本東署庁舎整備事業につきましては、平成21年度に基本設計、平成22年度に実施設計を委託しており、平成23年度から平成25年度にかけて庁舎建設工事をお願いしているものでございます。本体建築工事につきましては、平成23年7月に入札を実施し、9月議会で工事請負契約案を上程し、議決後、本契約を行い着工する予定でございます。竣工は、平成25年5月を予定しております。

次に(3)の警察施設整備費耐震改修2億9,764万円は、熊本県建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震強度が低い庁舎の耐震改修工事を行うものでございます。平成23年度につきましては、高森、芦北、牛深警察署の耐震改修工事、阿蘇、御船警察署の耐震改修設計の委託を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

運転免許費総額10億4,701万5,000円は、運転免許業務に必要な経費でございます。

説明欄1の(1)運転免許企画調査費4億3,728万4,000円は、免許更新の通知、更新等の免許事務の委託経費、免許証の作成経費、適性試験検査機器経費等でございます。

(7)の高齢者講習・認知機能検査委託費は、70歳以上の高齢ドライバーに対する講習及び75歳以上の高齢ドライバーに対する認知機能検査の委託費でございます。

(9)の運転免許系システム管理費は、運転免許システム機器のリース料、ICカード免許機器リース料等でございます。

説明欄2の(1)の運転免許試験企画調査費4,469万1,000円は、免許試験場の施設の維持管理、技能試験車両の維持管理費等でございます。

次に、恩給及び退職年金費総額9,278万8,000円は、昭和37年11月30日以前に退職しました警察職員及びその遺族に対し支給する、恩給及び扶助料でございます。

4ページをお願いいたします。

警察活動費の総額36億5,385万9,000円は、一般警察、生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察の運営及び交通安全施設整備に必要な経費でございます。

(1)の警察活動基本経費4億2,579万6,000円は、警察活動旅費、消耗品費、電話料、通信機器リース料等でございます。

説明欄1の一般警察運営費のうち、(4)の犯罪被害者支援活動の推進565万円につきましては、犯罪被害者及びその家族等の被害回復及び2次的被害防止を図るため、平成23年度から新たに実施します、命の大切さを学ぶ教室等の各種施策を推進し、被害者等を支援する社会環境の醸成を図るための経費でございます。

(7)の重要備品費等整備費7,486万円は、車両の更新経費、交通取締機器等100万円以上の重要備品購入に関する経費でございます。

説明欄2の生活安全警察運営費3億3,660万9,000円のうち、(6)の安全で安心なまちづくり事業費2,838万9,000円につきましては、高齢者の犯罪被害や行方不明等の情報を収集・提供する双方向型メールシステム、シルバー見守りネットの構築を行うものでございます。

次に、(8)の少年非行防止活動の推進2,628万4,000円につきましては、少年非行の防止及び保護対策を総合的に推進するために必要な経費を計上しているものでございます。特に、平成19年度から導入しておりますスクールサポーターにつきましては、現在8人を配置しておりますが、新たに2人を増員配置しまして、学校などとの連携のもとに、少年の健全育成のための活動を一層強化していくものでございます。

次に(14)の、みんなが安心して歩ける街づくり事業261万7,000円につきましては、繁華街パトロールや防犯ボランティアのさらなる拡充、活性化を図るべく、見せる防犯活動の効果を高め、安全性確保に必要なパトロール

用品の物的支援を実施するための経費でございます。

(13)のセーフティーパトロール活動委託事業2億1,285万9,000円及び(15)の女性も安心して歩ける繁華街づくり事業3,361万5,000円は、緊急雇用創出基金を活用しまして、街頭犯罪や振り込め詐欺の防止、子供や高齢者の安全確保を図るため、警備会社にパトロール活動を委託するための経費でございます。

5ページをお願いいたします。

説明欄3の地域警察運営費4億4,536万9,000円のうち、(1)の地域企画調査費3億1,619万6,000円は、駐在所家族報償費、通信指令システム運用等に要する経費でございます。

(2)の交番・駐在所の機能強化1億2,917万3,000円は、交番相談員の任用等による交番・駐在所機能の充実強化を図るとともに、地域警察官によるパトロール活動等の時間を確保し、県民が安心して暮らせる安全な社会を確立するための経費でございます。

説明欄4の刑事警察運営費3億4,075万2,000円のうち、(6)の捜査基盤の強化8,842万6,000円は、捜査実務指導伝承官の任用等に要する経費でございます。これは、近年の警察職員の大量退職、大量採用期におきまして、若手警察官の早期育成に対処するために、捜査経験、知識、技能が豊富な退職警察官を、捜査実務指導伝承官として配置し、通常業務を通じて捜査技能等の伝承を図っていくものでございます。

次に、(10)の暴力団総合対策の推進1,503万8,000円において、新たに暴力団排除実現事業として863万6,000円を計上しております。これは、熊本県暴力団排除条例の施行に伴い、当条例の目的達成に向けた施策を効果的に推進するための広報啓発や暴力団排除教育等に実施する経費でございます。

(12)の犯罪鑑識費8,473万6,000円は、写真のデジタル化対応経費、指紋情報システム経費で、犯罪鑑識機材の充実と効率化を図るも

のでございます。

6ページをお願いいたします。

説明欄5の交通警察運営費として、9億5,809万3,000円を計上しております。このうち、(2)の交通企画調査費3,312万7,000円は、交通安全広報、交通事故統計のための交通事故情報管理システム等の改修に要する経費でございます。

(8)の交通規制管理費5億5,405万3,000円は、信号機の維持管理費、交通管制システム中央装置リース料等に要する経費でございます。

(13)の高齢ドライバーサポート事業530万3,000円は、運転免許センターに設置しております高齢者の運転能力診断測定機を活用した高齢ドライバー等への交通安全指導に要する経費でございます。

説明欄6の交通安全施設費9億3,541万5,000円は、信号機の新設、道路標識の更新など、安全で円滑な交通環境を確立するため、交通安全施設等の整備充実に必要な経費でございます。

7ページに移ります。

債務負担行為につきましては、事項欄にありますとおり新熊本東警察署庁舎等整備事業の建設整備工事等経費として、25億7,896万9,000円の限度額設定をお願いしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○池部警務課長 警務課長の池部です。

それでは、県警察から提案しております2つの条例案について、御説明いたします。

1つ目は、第93号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。資料は、8ページから10ページになります。

これは、警察庁におきまして平成23年度の全国の地方警察官833人の増員要求が行わ

れ、本県には一層緻密かつ適正な死体取り扱い業務を推進するための体制強化として、3人の配分が決定されました。

今回の改正は、この3人の増員配分を受けまして、警察官の条例定数の総数を3,046人から3,049人に改めるもので、増員後の階級別定数は、警察法施行令に定めまして、資料8ページの表のとおり巡査部長を含めたところの警部補の階級枠が2人、巡査が1人の計3人がふえることとなります。なお、施行日は4月1日を予定しております。

2つ目は、第94号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。資料は、11ページから14ページになります。

これは、平成23年春の県警察の組織改正により、捜査第一課に配置しております「刑事調査官」の名称を「検視官」に改めますことから、これにあわせて検視・解剖などの死体処理作業に従事いたします支給対象職員の表記を改正するものです。

この改正は、支給対象職員の職名の表記の変更でございまして、特殊勤務手当の支給内容については変更ございません。これにつきましても、施行日は4月1日を予定しております。

以上でございます。御審議を、よろしくお願いたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案についての質疑に入りますが、まず先に教育委員会にかかわる質疑を受け、その後、警察本部にかかわる質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会にかかわる質疑はありませんか。

○平野みどり委員 幾つかありますけれども、まず2ページ、教育政策課の方にお伺いします。

この授業マイスター、これはどういった先生が、そしてどのような勤務体系といますか、通常の学校にいらっしゃってなさるのか、この辺はどんなふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

授業マイスターは、授業力に秀でたリーダーとなるような教員の方を想定しておりまして、いろいろな研修会に出ていただいたり、あるいはその学校での授業をモデル授業として、他校から参観をしていただくということを考えております。

よその学校あるいは会場で研修講師となる場合には、当然その先生が持っている授業に穴があく可能性がありますので、その部分は非常勤講師を充てるように、この予算の中では考えております。

○平野みどり委員 およそ何名ぐらいを想定していますか。

○松永教育政策課長 初年度、23年度は大体、小中学校で3人程度、県立学校で2名程度の5名程度ということで予定しておりまして、その後24年度、25年度で、年間5名ずつぐらい増員して、最終的には15名から、さらにもっとふやすかどうかは、またその展開状況を見てからと考えております。

○平野みどり委員 いい授業をされる先生の実践を見るというようなことはとてもいいことだと思いますけれども、この先生たちが特殊な位置づけになってしまったりということがないように、それと教科なんかもバランスよくやっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○早田順一委員 6ページの高校教育課の方

にお尋ねいたしますけれども、卒業式の方に今回行かせていただきまして、県立と私学と2つ行かせていただきました。その中で、先生たちに、就職がまだ決まってない子供たちが何人ぐらいいるんですかと言ったら、やっぱり数名、まだその時点で決まってない子供たちがいました。

今回、高校生キャリアサポート事業として、緊急雇用創出基金を使って配置されておりますけれども、現在まだ高校生で就職が決まってない子供が何人おられるのか、まずお尋ねします。

○瀬口高校教育課長 現時点の2月末現在の一番新しい情報によりますと、就職率が現在、内定率が92.2%となっております。これは、公立学校でございます。

内定に至ってない者の数は、現在270人というふうになってきております。昨年同期に比べますと、24人減少という状況でございます。

○早田順一委員 それで、その270人ぐらいまだ決まっておられないということで、恐らく卒業されても、ある程度はサポートをされていかれるんだというふうに思っております。

それで課題になっておるんですけれども、この緊急雇用創出の基金を使うがために、やっぱりキャリアサポートの先生が長くて1年なんですかね。せっかく企業と顔見知りになって交代しなければいけないという点がございますけれども、その点の改善というのは何かないんでしょうか。

○瀬口高校教育課長 これは、今、早田委員がおっしゃるとおり、私たちも課題としてとらえておりますけれども、国の緊急雇用創出基金事業でございますので、これはいたし方ない条件でございまして、そここのところを各

学校で、その企業との関係をつなぐように、引き継ぎをきちんとしていっていただきまして、せつかく求人を開拓したところが次年度にもまた生かせるように、確実に引き継いでいきたいというふうに思っておるところです。

キャリアサポーターの配置校が現在25人配置しております、35校配置しております。その配置校の求人率につきましては、すごく求人が——内定率も一般のほかの全体に比べましても随分向上しております。例えば、9月末に比較しますと、その配置校と全体の内定率の差が6.5ポイントほど全体に比べて低うございましたけれども、2月末現在におきましては0.1ポイントしか差がないというようになっております。そこまでキャリアサポーターの方々につきましては、非常に貢献度が高いというふうに見ておりますので、今後ともこの学校の取り組みを引き続きやっていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 その卒業される子供たちが、これから就職に向けてまた頑張っていけると思っております。先生と一緒に頑張っていかれると思えます。

それと、もう一つが中途退学ですね。これの数も、卒業式に行った高校で聞いたら、入学時から卒業式まで40数名が退学をしているわけですよ。これは非常に多いなという気がしたんですけれども、全体的に、3年間じゃなくて、多分1年間だけしか数字はわからないと思えますけれども、わかる数字でいいんですが、県全体で退学している子供たちがどれくらいいるのか、ちょっと教えてください。

○瀬口高校教育課長 中途退学の現状につきましては、平成21年度の数を御報告いたしますが、公立学校で合計して702名ということで、率としましては1.90%というふうになっ

ております。これは一昨年、平成20年度には大きく減少しておりました中途退学者数は、去年、ことしとほぼ横ばいというふうな状況でございます。

ことしは、12月現在での数を今ちょっと見てきましたが、2学期末ですね、これは県立学校で312名という状況です。昨年の同期と比べまして、約100名減少している状況でございます。そういう状況でございます。

○早田順一委員 非常にこういった就職難のときに、こういう子供たちが途中で学校をやめて本当にどこに行っているんだろう、何かの勉強をしには行っているんだろうとは思っておりますけれども、子供たちがどういうふうな大人になっていくかというのが非常に不安に思います。

それで、高校名は出さなくてもいいですけども、一番多い高校で何人ぐらいやめているんでしょうか。

○瀬口高校教育課長 昨年度の一番多い数として、1年間で39名という数字があります。これ約5.6%ということのようです。

○早田順一委員 今後そういった学校というのは、恐らく入学者数というのも定員割れしているんじゃないかと思っております。恐らくその地域では、あそこの学校にはやりたくないとか、そういうふうになって、やっぱりだんだんそこの学校の子供たちも、評判が悪くなって減ってくるんだろうと。

これから、そういった学校に対してどういった改善をされていかれるのか、ちょっとお聞かせください。

○瀬口高校教育課長 中途退学の学年別の現状は、特に1年生が非常に多うございまして、約46%が中途退学しております。その関係もありまして、健全育成という視点から適

応指導、学校に不適應の状況で退学していくのを防ぐために、適應指導という形で、入学当初宿泊研修を大いに奨励したり、それから家庭訪問も1年時にきちんと行って把握し、適應指導をしていくというようなことを取り組んでおります。

それと、あとは研究指定校を数校指定しまして、例えば適應指導研究指定校を7校ほど指定しております。そして学習支援アドバイザー指定校として4校ほど指定しております。それぞれの研究の成果を各学校に伝えまして、その取り組みを広げていって、防止策に努めようということ、継続してやっていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 7校指定したところは、やっぱり改善はできているんでしょうか。

○瀬口高校教育課長 7校と先ほどの4校の合計ですが、その学校の中途退学者数は年々減少していった傾向にございます。

○早田順一委員 減少しても、実際一番多い高校で39人ですか、そういうふうにやめているわけですから、将来の子供たちのことを思うと、どういう方向に行くんだろうかと非常に不安を持っておりますので、徹底して改善に努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○平野みどり委員 早田委員の質問に関連するわけですが、中退している子供たちに、例えば通信制の高校ですとか定時制の高校を薦めてみたりとか、学びの場を変えていくようなそういった取り組みなどはされていますか。

○瀬口高校教育課長 中退の主な理由からちょっと御説明しますと、学業生活や学業の不適應というのが46.3%と出ています。あと進

路変更が31.1%。主な理由はその2つでございますが、進路変更等につきましては、各学校等でその生徒個人に、1人1人に個性に応じて、進路指導の担当と学校全体で薦めていているというふうにとらえております。

○平野みどり委員 私たちはいつも、定時制、通信制の灯を消すなという団体から、いろんな要望をいただきますので、一般校いわゆる通常の高校で不適應だった子供が、そういった通信制、定時制の学びの場で、先生と子供の数も十分ありますので、そういった丁寧な対応をしていく中、自分を取り戻していったペースに合った指導ができていくという、そして卒業して大学まで行くというケースも聞いています。

県人協のニュースだったと思いますけれども、小中に行っていない子供が通信制でしっかりと自分を取り戻して学ぶことができているという実例などもありますので、ぜひそこら辺は、個々の学校にとどめるということではなくて、恐らく中学の段階で点数で輪切りをされて不本意での高校受験というのもあると思いますし、そこら辺は柔軟にやっていただきたいというふうに思います。せっかく、そういう学びの場があるわけですからね。

それと1年生が多いということですが、恐らく、ひょっとしてですけども、そこら辺に発達障害の子供がいたりして、本来の支援が十分できてないがために不登校になってしまう。小学校、中学校の段階でもわかったでしょうけれども、そういう部分があるとするならば、今後その定数割れをしている学校に分教室をつくっていくという、特別支援学校に分教室をつくっていくというような取り組みが始まりますけれども、そことも連携していく中で、子供がそこにいられるような支援ができていくのではないかなというふうに思います。そのことについて御意見を伺

いたいということと、もう一つ義務制の中でスクールソーシャルワーカー、先ほど予算の方の説明がありましたが、これは国の方からですから、高校の部分にスクールソーシャルワーカーを予算化してないんだろうと思います。そういった状況の中で、県費でということはかなり無理もあるかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーがこれだけ学校の先生と家庭と子供を結ぶ中ですごく機能を発揮している、そしてそのスクールソーシャルワーカー自身がやりがいを感じてフルタイムで働きたいとおっしゃっているぐらいですので、そういった県費で、試みとしてスクールソーシャルワーカーも配置していくというようなことも、今年度は難しいとしても、考えていかれるお考えはありますか。その2点、よろしくをお願いします。

○瀬口高校教育課長 まず1点目でございますが、先ほども申しましたけれども、個別にやっぱり対応し、各学校では本当に、学校に出てこない子供たちへの指導というのは、学校挙げて取り組んでおるわけでございます。進路実現に向けていろいろな取り組みをやっておりますが、そのような学校にちょっと適応しないような子供たちに向けても、その個別対応という形でやっているところでございます。

あと2点目につきましては、スクールソーシャルワーカーにつきましても、義務制でそういう成果が非常に上がっているというところもお聞きしておりますし、その必要性につきましては私どもも非常に感じているところでございますので、今後、今の御意見を参考に前向きに取り組んでいきたいとは考えておりますけれども、なかなか現時点ではちょっと厳しいところでございます。

○平野みどり委員 ぜひ、私たちも国にも働きかけていきたいなというふうに思います。

それと、早田委員が最初に質問されていた高校生の就職の件ですが、毎度のことですが、特別支援学校等での今の内定あるいは進路、行き先が決まっている就労移行支援とか福祉的な場とか、そういった状況について現状をお聞きしたいと思います。

○瀬口高校教育課長 特別支援学校の現在の就職状況につきましては、今ここに手持ちがございませんので、また後ほど御報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○平野みどり委員 はい、わかりました。

本当に一般就労ができる、ひのくに高等養護学校等に今いらっしゃると思います。なかなか一般就労は厳しい、福祉的な制度の中の就労とかいろいろあるわけで、でも養護学校、支援学校を卒業した後、行き場がないということが、親にとっても先生たちにとっても一番心配なことで、本人が一番苦しいわけですので、ぜひそういった他部署ですね、商工観光労働部の方もそうですし、健康福祉部等の連携をしっかりとる中で、行き場がないというようなことだけはないように、ぜひ教育委員会ともしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの緊急雇用のキャリアサポーターに関しましては、いつもここで私は質問していますけれども、全県にあれだけ養護学校があるのに、たった2人ですね。その方々が駆けずり回っておられるという中で、当該の学校の就職担当の人たちが一番頑張らなければいけない部分でもありますけれども、ここを何とかもう少し充実させていただきたいというふうに思います。緊急雇用で求めているというふうに思います。

要望で……。

○山本秀久委員 今、各委員から話がありましたけれども、私は「熊本の心」それともう

1つは「夢への架け橋」、この2つに対して説明していただけますか。

○谷口義務教育課長 資料の方は12ページで、本県で昭和63年に「熊本の心」ということで、小学校低学年、中学年、高学年、それと中学校用の道徳の時間の副読本といいますか、そういう形での教材をつくってありましたけれども、開発から時間がたっておりまして、現在の子供たちに若干合わない場面といいますか、市町村合併等もありまして、その中に出ている市町村名あたりが異なった部分等もございまして、それを新しいものあたりを取り込んだ形で、リニューアルといいますか、そういう形で作成するための費用をお願いしているところがございます。人物とか伝統文化財、そういうものも新しく入れ込んでいきたいというふうに思っております、その人物あたりについては、現在、県の近代文化功労者表彰の中から、あるいは伝統文化財等につきましては国あるいは県の指定、そういうところから教材となるものを選んで、現在作成に取りかかっているところがございます。そういう県に関する道徳教材を使いまして、本県の子供たちの心の教育といいますか、そういうところの充実には資していけたらな、そういう思いで今取り組んでいるところでございます。

○山本秀久委員 後で私は今の答えに対して言うけれども、実際に確かにそういう文書をつくるんだ。でも心がこもってないんですよ。意味合いが、わかってない。何でこういうのを載せているのか、何でこういうことをしているのかという意味が、小学生、中学生がわかってない。だから、そういう知恵の使い方、もうちょっと構成の仕方を考えてやらなければならぬ問題だと感じるわけですよ。ただ書けばいいんじゃないかと、こういう人がおるからこうだ、ああだと言ったってわから

ないですよ。だから、何でこれを載せるのか、何でこうなったのかということまで一つも説明してない。出すなら、もうちょっと深く物事の芯に通じるようなやり方をしないと、言葉だけで終わってしまうわけだ。私は、そこを強く要望しておきます。

だから前から私は、教職員の採用のときも、首から上はとるなど何回も言ったんだ。育成する、将来の人材をつくるのには、首とへその間をとれと言ったことが何回もあるんだ。人間が人間の教育をしなければだめなんだよ。機械でやるんじゃないんだから。頭の上が機械になってしまっている。心が伴わない教育というのは、生きていけないんだよ。そういう意味のことを、いつも言っているわけだ。人材というのは、そういうものなんです。常識豊かな人間をつくることなんです。そこが基本なんです。だから、説明するなら、相手に理解されるような教材をつくりなさいと言っているわけだ。ただ言葉だけの、いいような言葉を並べたってだめなんだよ。だれだって言葉の意味は知っているわけだ。適切に言うところは言わなければ。

私は、あるときにはっきり言うんだ。今、全部テレビ化しておる。親らしい親がおらぬから、子らしい子が育たぬじゃないかということ、よく考えて、そして1つ2つの言葉を何回も言ったことがある。自分の子に限りという頭をなくせと言っている。自分の子だからと頭を持てと、私は言ったことがある。たったそれだけの違いの言葉でも、相当違うと私は思う。それを言い切る人間が今いないんだよ。やっぱり人の子供を育てる、立派にしてあげたいと思うなら、文句を言うところは文句を言わないと。

私は前にも、教職員にはっきり物を言ったことがある。人を指導しなければならぬ教職員が、礼儀作法もわかっていない。あいさつはしない。礼に始まって礼に終わると言ったことがある。それから、相手がひざまずいて

おじぎをしておれば、立ったままあいさつをする。下におる場合はいいですよ。靴を脱いで上がってきて、畳に上がったときには、相手の人は座っているわけだよ。座ってあいさつしているわけだ。それが立ったまま「ああ」という、こういうあいさつをする。そういう教職員が多いんだよ。そういうことを、よく考えてやってください。

そしてもう1つ。さっき言ったように、日本の心、熊本の心というものに付随して、夢の架け橋という、そういうのにつながっていくと私は思うんだ。だから、そういう点をよく理解して、今言っていることをよくかんがみて、今後を進めてください。

それだけです。以上です。聞いたって、あの答えしかないんだから。

○谷口義務教育課長 今、委員の考えをしっかりと踏まえながら、1年間かけてつくりますので、その中身あたりについても教職員の方にしっかりと説明をしながら、来年度からきちんと使っていけるような、そういう形で臨んでいきたいと思っておりますので……

○山本秀久委員 あなたたちが努力した、その趣旨が生きていかなければいけない。あなたも、やっているかいがないでしょう。私が言っているのは、そういうことなんですよ。あなたたちが努力するものが、生きていくようにしてください。以上です。

○谷口義務教育課長 はい。あわせまして研修等、初任研とか17年目研修とか経験者研修、そういう中でも先生の思いを生かしていきたいと思っております。

○平野みどり委員 それでは、社会教育課の方にお尋ねします。図書館費についてです。

私も以前、一般質問の中で、県立図書館が指定管理に出されてしまうようなことがあつ

てはならない、県立の図書館は、ある意味各市町村のセンター的な図書館として、しっかりと中身も充実していかなければならないし、開かれた、だれもが来やすい、高みに立っているのではなくて、もっと地域の皆さん、県民の皆さんが来やすいような図書館にするべきだというような質問をしたんですけども、そういったこともあってなのか、それとも蒲島知事の思いもそこにももちろんあってだろうと思えますけれども、今回、図書館関係の予算がとても充実していて、新しい熊本県立図書館になっていくのかなというふうに思えますけれども、県立図書館の今後のありようといいますか、どういう図書館を目指すのかという部分について、まずお尋ねいたします。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

まず県立図書館の今後の方針につきましてでございますが、県立図書館は現在の市立体育館の隣に立地するようになりまして、もうしばらくたちますけれども、従来まで県立図書館としてこれを目指すというような明文化した方針がございました。そういったこともありまして、以前に平野委員からも御指摘をいただいて、今後の方針を示すべきではないかというような御指摘などをいただいたこともございました。あるいは蒲島知事の読書への思い、こういったようなものを踏まえまして、昨年度、県立図書館としまして初めての今後の基本方針というものを策定いたしました。

この中では、従来県立図書館は伝統や文化を大切にするというような文化の伝導というような役割も持っておりましたが、やはりこれからは県民の夢を実現する、それを応援する施設としまして、県民に広く開かれ利用される図書館を目指すというようなことを明確にしたところでございます。

具体的には、まず、これまでは実際にそこで、図書館で本を使っているいろいろな調べを中心にしてきましたけれども、例えば1つ開かれた取り組みの実践としまして、受験生などで落ちついて勉強できるような場所が欲しいということで、図書館を利用できないかという声が従来からありましたので、こういった学生に対して、図書館があいているスペースを学習室として提供するというようなことも行ってまいりました。

また、市町村図書館にとっては県立図書館というのは、まさにセンター的な役割が求められるところでもございますので、各種の職員の研修ですとか、あるいはネットワークを使いましてお互いの情報の共有をするというようなことも、役割として今後進めていくということを明確にしたところでございます。

○平野みどり委員 ありがとうございます。ここの中にも、貴重資料のデジタル化というふうにあります。これからは紙媒体でなくて、本当デジタルの情報というのがとても大事になるというふうに思っています。

話はちょっと変わりますけれども、例えば特別支援学校に、一部の学校にしか図書館がないという意味の質問を何回もしました。ここを紙媒体だけで考えていると、そうなってしまうのかなど。子供がいろんな情報に刺激を受けて学んでいく、そして成長していくということを、もっと広義に考えた意味での図書館というのは大事なので、そういった今回のデジタル化というようなこと、貴重資料は特に、水俣病の問題も含めてですけれども、熊本県には本当に貴重な資料がありますので、ぜひそういった部分が未来永劫引き出して、勉強ができるような形の、デジタル化も含めた図書館になるよう、そして開かれた、いろいろな県民が利用できるような図書館のあり方を今後も追求していただきたいなというふうに思います。

それと、同じ社会教育課で子どもの読書活動推進支援事業がありますけれども、これは一般質問でしたでしょうか、代表質問で今回議員さんが質問されていましたが、国から来ている予算の中で、本来は図書費に行く部分が7割ぐらいしか図書費に行っていないというような状況が、市町村によってまちまちだというようなこともありましたけれども、こういった市町村が首長さんの考え方なんでしょうか、それとも財政のいろんな事情があつてなんでしょうか。そこら辺をちょっと知りたいなと思うんですけども。

○谷口義務教育課長 義務教育課の方で答えさせていただきます。

毎年、国からの交付金というところで市町村の方に出されているんですけども、なかなか予算化されない理由の一つとして、やっぱり財政上の理由と申しますか、そういうことで答えが返ってまいります。ですから、やっぱり首長さんあたりの考えで、そういう形になっているのかなというふうに思っています。

○平野みどり委員 やはり子供たちが読書できる環境を保障されるということは、その町の人材を育成するということですので、そういった首長さんにはぜひ、指導はできないでしょうから、御支援、アドバイスを今後もぜひしていただきたいなというふうに思っています。本来の予算の使い方をしていただきたいというふうに思います。

それともう一つ社会教育課ですが、放課後子ども教室推進事業がありますね、これは放課後育成クラブ、健康福祉部がやっているのと違う、文科省がやっているわけですけども、中身をちょっとお伺いしたいんですけども、放課後育成クラブは3年生まででしたよね。それで障害がある子供は6年生までいいというような状況だったと思うんですけども。

ども、文科省がやっている、ここを利用できる生徒の条件とかいうのはあるんでしょうか。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

放課後子ども教室の子供の参加条件でございますけれども、子ども教室を始めた趣旨としましては、希望するすべての子供に安全安心な放課後の居場所をとということで開始しております。ですので、学年としては1年生から6年生まで。ただ、実態としましては、部活動との兼ね合いで3年生よりも下、1年生から3年生というのが多くなっておりますけれども、こういう学年じゃないと参加できないというような条件的なものは、決めてはございません。

○平野みどり委員 はい、わかりました。

やはり障害のある子供あたりは放課後育成クラブの方が多いんでしょうか。

○小野社会教育課長 済みません、今手元に、障害のある子供さんでどれだけ子ども教室に参加しているかというのは、データとしては明確にございません。ただ、今研修としまして、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方の関係者が一緒に研修できるように、少子化対策課と一緒にやっております。その中で、障害の中でもいろいろございますけれども、通常学級の中では発達障害の子供さんがおられる場合等もありますので、子ども教室でも児童クラブでも、共通の課題としまして、発達障害の子供などがいる場合に、特に活動の安全面などでどういうところに配慮したらいいのかということ、共通の研修テーマとして取り上げて、参加者からも大変勉強になったというようなことは言っております。

○平野みどり委員 市町村と学校によって、どっちをつくっているということも含めてあると思うので、それを合同で研修されているということは、とてもいいことだと思います。

もう一つ心配なのは、やっぱり中学生になるともう受験だとか部活だとかいって、皆さんもちろんそういうのは対象ではないんですけども、障害を持っている子供たちの場合、放課後の居場所というのはとても課題で、今後そういった部分は考えていかないといけない。福祉の制度を使えばもちろんいいわけですが、そこら辺は今後課題だだと思いますので、どこかで心の中にとめておいていただけたらなというふうに思います。以上です。

○山本秀久委員 25ページ、文化課。要望したいことがあるんですよ。永青文庫の問題は、細川家は代々文化を大切にしてきた細川家であったわけです。

もう一つ、築城400年の熊本城の問題、加藤清正の問題、これが全然出てこない。細川と加藤のコンビで今宣伝しておるようだけれども、加藤の方が薄れているんじゃないかな。だから、そういう点を文化課はよく考えて、今後とも、築城400年という、熊本城がそれだけ立証しているんだから、それなのに1つも加藤家の問題が出てきてないから、かみ合わせないと、せっかくのね——おかしんじゃないかな。それを要望しておきたいと思います。以上です。

○早田順一委員 24ページですけども、6番の装飾古墳館、これが入場者の数が、平成16年のピークの5万1,000人から21年が2万9,000人と右肩下がりでお客さんというのが減ってきていますけれども、この要因というのは何かあるんでしょうか。

○小田文化課長 今、早田委員がおっしゃるように、5万人から2万8,000人ということで、2万数千人減っておるわけでございますけれども、考えられる主な要因としまして、1つは21年度それから20年度も少し影響がございましたけれども、インフルエンザの問題あるいは口蹄疫等の問題があつて、古墳館に来るお客様というのは、特に子供たちの小学生が多うございます。これは、よその宮崎、鹿児島、福岡あたりから、そういうバスで来る子供たちが非常に減ってしまったというのが1つございます。

それともう一つは、学校がやはり授業時数を確保するという意味で、総合的な学習の時間あるいは社会科見学等の時間で来ることが多かったんですが、環境的になかなか来づらいう状況が1つ出てきたということです。

それともう一つは、古墳館の場合は県内の装飾古墳のレプリカ、本物ではなくてレプリカを展示しておりますので、その他、子供たちへの古代の体験学習というのを中心に今やっております。例えば、勾玉づくりだとか火おこしとか。しかし、今は開館してもう20年ぐらいになりますので、ある意味ではその辺で少しニーズにそぐわない、もうちょっといろいろ考えるべきじゃないかというところが、あるんじゃないかというふうに今思っております。

○早田順一委員 恐らく装飾古墳館の使い勝手が厳し過ぎて、子供たちだけでなく一般の方々も、あそこの外の広場を使っているようなイベントをすとか、そういう何かもうちょっと切りかえていただいて、人が来るような工面をしていただきたいというふうに思っております。教育センターもそうでありまして、プラネタリウムとか展望台とかあるわけですから、そういったもう少し幅広く考えていただいて、人が来る工面というのをさせていただきますと思います。

鞠智城あたりは、10万人以上は毎年来られているんですよ。だから、その辺も一緒にあわせてPRするとか、いろんな工夫を、それと使い勝手をもう少し緩和していただければ、恐らくインフルエンザ等関係なく来ていただけるんだというふうに思っております。新幹線も開業しますので、ぜひお願いしたいと思います。

○倉重剛委員 指定管理者について、ちょっとお聞きしたい。美術館、今度予算が4,000万ですか計上されております。この内訳はどうなってるんですか。発表できますか。できなければ、後で聞かせてもらってもいいです。美術館分館とも書いてあるけれども、どういう解釈をすればいいの。

○小田文化課長 管理運営は、美術館の分館の方だけです。本館ではございません。

○倉重剛委員 4,000万というのは、僕はかなり高いような気がするんだけど、その内訳はどうなっているんですか。

○小田文化課長 ただ運営管理あるいは貸し館、貸し会場、これをやっておりますので、やはり支配人的な方が1人、あるいはそういう館の営業にかかわる方が数名、そういう人件費等もかなりございます。そしてあと当然、光熱水費とか照明代とか電気代とか、年間を通じていろいろ経費がかかります。

○倉重剛委員 後日でいいから、ちょっと明細を見せていただきたいと思います。

それで、これには県の職員はもちろん入っていないでしょう。

○小田文化課長 入っておりません。

○倉重剛委員 入っていないね。後で見せてく

ださい。お願いします。

○松村昭委員 これは施設課を中心に考えていただきたいんですが、学校あたりが合併して新しく増築する、そういうところで、まだまだコンクリートを使っていますよね。今コンクリートが悪いというわけではないし、街の場合はやっぱり用地費が高いからやむを得んのかなと思います。

この間、知事も一緒に私ども関係団体で、木造大型施設の表彰をやったんですよ。県下にもすばらしい木造建築ができつつあります。以前より多くなってまいりました。これは非常にいいことだと。熊本県にこれだけ山があって、この山も使わない方法はないと私はずっと考えておまして、その普及に努力してきたんですが、今申し上げましたように、せっかく合併をして用地もいっぱいある田舎で、設計の関係か政治的な絡みかわかりませんが、やはりコンクリートの継ぎ足しをしたり、そういうところが目につきますので、これはせっかく皆さん方が合併をして、そして国からの予算をもらって補助を出す、その段階でもうちょっと県も指導しているんじゃないかなというふうに思います。町村が主体にやるわけですから、どこまでできるかは別にして、熊本県挙げて、条例までつくろうかという話もあるわけですから、そういう県産材の普及に努力しておるさなかでありますから、その辺を町村もあるいは学校側もそれから設計側も深く理解をして、もっと木材の普及に努力する。ひいては県の財産をふやすことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは、要望で結構です。答えは要りません。よろしく、お願ひしておきます。

○守田憲史委員長 なければ、これで教育委員会にかかわる質疑を終了します。

○瀬口高校教育課長 委員長いいですか。先ほどの平野委員の御質問の回答ですが、特別支援学校の就職率が、2月10日現在でございますが、47.2%という数字が今出ております。以上です。

○守田憲史委員長 教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部にかかわる質疑はありませんか。

○早田順一委員 2点ちょっとお尋ねします。

1点は全体的なことなんですけれども、警察署の問題ですが、合併をやって特に山鹿は、植木が熊本市になりました、そういったことで、地元でもいろんな噂が立っております。ひょっとしてなくなるんじゃないとか、山鹿は何でも、振興局の問題もあって、みんなよそに出ていくんじゃないかという、いろんな噂が立っております、この全体的な警察署の区割りといいますか、そういった検討というのは今されているんでしょうか。

○金高警務部長 お答えいたします。

御案内のとおり政令指定都市への移行を見据えまして、我が県警では市の行政区の人口、面積、事件・事故の発生状況あるいは住民の利便性あるいは警察の業務の効率性、こうしたものを勘案しながら、現在、警察署の管轄区域について慎重に検討を進めているところでございます。しかしながら、現段階ではその検討状況につきましてまだ申し上げる状況にはございません。

○早田順一委員 それでは、大体いつごろまでに決定される予定でしょうか。

○金高警務部長 それにつきましても、まさに新幹線の開業状況もございまして、時期に

ついてもまだ明言できる状況ではございません。

1つ申し上げておきますけれども、政令市に移行しましても、例えば新潟ですとか岡山、行政区と管轄区域がまだ一致しない都市も実はございます。そういうこともございますけれども、もちろん政令市の区割りと警察署の区域が一致するのが一番理想ではございますので、その点は我々も認識しているところでございます。

○早田順一委員 あと1点。6ページの交通安全施設費でお尋ねいたしますけれども、今、県内の道路整備あたりが着々と進んで、交通事故等も非常に多発しているというふうに思っておりますけれども、いろんな地域からの、例えば信号機の設置とか横断歩道とかそういった要望が来ているだろうというふうに思っております。特にその信号機に絞って、現在で地域からの要望というのはどれくらい上がっているのでしょうか。

○高野交通規制課長 委員御指摘のように、信号機の設置要望につきましては交通安全施設の中でも非常に高くございまして、地域の要望を受けて各警察署で現地調査を行いまして、警察本部の方に上申がなされるわけですが、毎年100以上の要望が上がってきております。その中で毎年15%前後の整備率になりますけれども、設置効果また緊急性あたりを総合的に勘案して、必要性の高いものから設置しているという現状でございます。予算の都合がございまして、なかなか要望に全体的にこたえられるような状況にはないのが事実でございます。

○早田順一委員 確かに予算面もあるかと思っておりますけれども、道路はつくるは交通面が追いついていかないのでは、やはり県民の安全性に欠けていると思っておりますので、その辺はし

っかり警察の方からも要望していただいて、たった15%ではなくて、恐らくこういう市民からの要望が上がっているところは、交通事故とか何らかの出来事があったから要望が起きていると思いますので、その点もしっかり予算配分を考えて要望を、財政課にするのかどこにするのかあれですけども、しっかり矛盾がないようにしていただきたいと思っております。

○倉重剛委員 痛ましい事件が起きましたですね。非常に心の痛む。3歳の子供さんが亡くなったということで、やっぱり市民の不安とそれからその痛ましさに心を痛めた人はたくさんいただろうと思います。県警察はいち早くこれをスピード検挙をやっていただいた、これは高く評価します。その不安性を払拭するためには、どういう内容であったのかということが、やっぱり県民の知る権利として、検挙が非常にスピーディーに行われたという、警察官の大変な御努力があったんだろうと思います。

恐らく異常者だろうという感じがしますね。普通の大学生の将来のある若者が、何のために可愛い子供を殺害しなければいけないかということを考えるときに、我々が直感するのはやっぱり精神異常者じゃないかなという気がいたします。その精神異常者の把握と、いうのをどういうふうに、警察はどういう形でとらえていらっしゃるのか、把握されているのか。なかなか難しい問題だろうと思います。私も精神病患者の父兄の会の顧問をしておりますので、一見して全くわからないんですよ。日常の行動、表情から、そういう人に見えませんが、しかし大変な問題だろうと思うけれども、どういうふうに把握されているか。やっぱり予防的な処置がなされなければ、ああいう事件がまた起きる可能性もあるんだろうということで、非常に痛ましさを実は感じます。

いま1点は、そのスピーディーな検挙に大きな力を発揮したのが防犯カメラということです。テレビあたりを見せていただいて、鮮明な画面が残っておりまして、この防犯カメラの威力というものをまざまざと知ったわけでありまして、これは県警察としてはどんなふう波及し、かつまた予算面あたりでも一般の民間あたりとどういう競合をされておられるのか、この2点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中尾本部長 今御指摘のあった事件については捜査中ございまして、県警として精神異常者がどうかということを決めたわけではございませんので、その辺はまず、ちょっとはっきりさせてから答弁させていただきたいというふうに思います。

○吉田刑事部長 今の先生の御指摘の部分の、まず捜査の状況の部分と防犯カメラ等の部分の、防犯対策の今後の部分もあろうかと思っておりますので、まず事件の絡みの部分で私の方から、あと防犯カメラの今後の部分については生安部長の方からまた話があるかと思っておりますけれども、まず最初に事件の部分でございまして、今本部長からありましたように、なかなか中身の部分、今まさに事件の渦中にある部分でございまして、私も毎日マスコミの取材攻勢を受けておりまして、同じようなお答えしかしてないわけではございますけれども、確かにいろいろな背景があるだろうと思っておりますし、今後のいろいろな防犯対策も含めまして、この事件の背景、教訓等をぜひ今後に生かしていきたい。ただ、今の段階では、これはこういう状況だということはないかな御質問にお答えできないということをお断りさせていただきます。

それと防犯カメラの関係。私もいつも言っております、改めて今回の事件もそうでございますし、先般、東署管内での痛ましい事件

が、お年寄りが殺傷されるという事件がございました。これも報道等でもう御承知のとおり、インターホンの映像、あるいは被疑者が車で来てそこの近くの防犯カメラ等によって被疑者の行動、被疑者は出頭して来たわけでございますけれども、そういう中で被疑者の割り出しができた。今回の事件にしても、しかりでございます。店内の防犯カメラ、この映像によっていろんな形の中で被疑者の割り出しができたということで、私もこの防犯カメラの重要性というのを本当に再認識しております。

そういう中で、今委員おっしゃいましたように、犯罪の抑止の面、そしてまた我々のその犯罪の検挙という面でも非常に効果があるということを考えますと、我々としても防犯カメラ等の普及に、警察だけではなくて先生方のお力もおかりしたいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それと精神障害者の関係につきましては、今本部長も申しましたように、いろいろな背景がございまして、ちょっとこの場でのお答えは差し控えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○吉村生活安全部長 今、刑事部長からも話をしましたとおり、本件がそういったものに起因するかどうかわかりませんので、一般論として申し上げますと、熊本県医療監察制度運営連絡協議会というのがありまして、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律というものがございまして、こういった法律に基づきまして、処遇に関する情報交換や当面の課題を協議する会議といったものがございまして、そういった場で情報の交換をするとか、そのほか熊本県精神救急医療システム連絡調整委員会、こういった委員会もありまして、これは一般論でございますが、そういったところでの情報の交換をする機会はあると思っております。

ただ、そのほかに、どうも何か変質行為をやっているんじゃないかとか、そういうことでドクターが思われても、それはやっぱり医師法上の個人情報の問題がありますので、それを「おかしいんじゃないですか」というような形で警察に個人名等の個人情報を提供されるというような状況ではございません。

それから、今回の事件でございますが、まさに常識を逸脱するというか、これまでの常識では考えられないような事件が現実起きてしまいました。だから、そういう人間が、この熊本にやっぱりいたということですね。

それからもう一つは、2月14日、これは尾ノ上の市営団地でやはり殺人事件がありました。それから、その後の23日だったでしょうか、今度は渡鹿でありました。それから今回の3月3日、人命が奪われる事件が3週間の間に3件も続けて起きております。全国トップニュースと。前回、これまで私は報告をしてきましたが、平成15年をピークに16年以降7年連続で熊本の犯罪発生件数は順調に減ってまいりました。大半の事件は、半数近くまで減ってきました。

ところが、こういった事件が起きてしまう。これは、やはり総数が減ったからと絶対に喜べない。県民の皆さんの体感治安ということでは、非常に大きな不安を与えたということ認識しております。

そこで、山本先生からも先ほどちょっとお話がありましたけれども、この根底にあるものは何なのか、犯罪を防止していくためには、そこからやはり分析をしなければいかぬと思います。だから今回の事件も、捜査の進展を待って、どういった背景でこの事件が起きてきたのか、そういった分析を行った上で対策に役立てたいと思います。

それから一般論で申し上げますと、やはりこれは教育の場にも関係が及ぶことかもしれませんが、前回は申し上げました、日本の高

い治安というのは高度な規範意識それから地域の絆、こういったものが支えてきた。ところが、そういったものが危うくなって、これから熊本県警としても全国県警でも、そういったものの再建のために取り組んでまいりますということを先議の場で御報告したところでございますが、現実目をやりますと、いじめの問題、引きこもり、無関心、格差社会、それから児童虐待、高齢者虐待等々非常に悩ましい問題が、現代の社会の病理現象とも言えるようなものがあります。

そういった背景の中で、このような痛ましい事件が県下で起きている。こういった視点から、こういったものの社会の病理現象的な治安の背景になっているものを分析した上で対策を講じていきたい。県警では、その一環としまして、2年前になりますが、子ども・女性対象犯罪対策班という組織を立ち上げました。班長以下7名の体制でございますが、単に事件が起きたからではなくて、何となくそういう性犯罪につながりそうな声かけ行動であるとか、そういうのを前兆行動といいますけれども、そういったものの情報をつぶさに集めて、検挙すべきものは検挙し、それから、これは下手をすると何かやりそうだというものは、先制的に指導・警告をして、絶対に起こさせない、起きたらだめなんだということで対策を講じてきました。ところが今回、残念ながらこの事件を防ぐことができなかった。弱者であります子供でありますとか高齢者の方が尊い命を奪われたということで、さらにこういった弱者に対する犯罪の対策、こういったものを強化していく必要があるというふうに認識しております。

それから防犯カメラの件でございますが、そういった県警としての活動のほかに、今刑事部長も話しましたとおり、その犯人の航跡といいますか、我々の言葉でトレーサビリティといいますけれども、このことの設置によって追跡が非常に、可能になりました。検

拳活動には非常に有益な状況になりました。先般、熊本市と県警の連絡協議会でもこういった話をしまして、ぜひ中心繁華街も含めて、公園それから繁華街、そういった犯罪の起きやすい場所に対する防犯カメラ、防犯設備、防犯灯、こういったもののハード面での整備をお願いしたところでございます。

こういったふうに、いろんなソフト、ハード面での対策がございませうけれども、こういった一日も早く、少しでも県民の不安感を払拭するための対策を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○倉重剛委員 はい、ありがとうございます。

何度も申し上げますけれども、本当に痛ましくて、やっぱり怒りを抑えることができないような事件、特に弱い子供が対象になっておりますので。

ちまたでは、こういう話があるんですよ。結果的に犯人のその処罰については精神異常ということで片づけられて、被害者たる家族は大変な思いをするだろうということを考えるときに、より怒りを覚えますね。

私はなぜこういう質問をしたかという、実は、この子供さんは私の知り合いの保育園の子供さんなんです。だから語るだけでも本当に憤りを感じますけれどもね。今、吉村部長から総合的に対応についてはお言葉をいただいて、非常に力強く思います。どうか、子供たちを守ってください。それから教育面においても非常に大事なことだし、しかも対象者の犯人が大学生という不名誉な状況になっておるわけでありませうけれども、どうかひとつ……。これは決して行政だけの話ではなくて、我々も含めて、県民・市民が一丸となってこういう犯罪をなくしていこうという機運を高めていく必要があるだろうということを思います。

どうかひとつ頑張ってください。以上で

す。

○平野みどり委員 とにかく、この問題に関しては慎重に対応していただきたいと思えます。

話は全然違うんですけども、今回、健軍の東警察署が建てかえになりますよね。こういった状況の中で、例えば加害者も被害者もいろんなパターンの人たちがいらっしゃいます。外国人であったり何らかの障害があったりする人も、被害者にも加害者にも不幸にしてあるかもしれません。そういうような形で例えば取り調べをしていくとき、可視化の問題もありますけれども、例えば聴覚障害者の方の場合は手話通訳が要る、外国の方の場合は通訳者が要るというようなこと、あるいは性的な被害を受けた場合に、その方が安心できるような環境状況が、その警察署内に設けられるかどうかも含めて多角的に、21世紀の警察署ですから、デザインも含めて機能も含めて当然考えていかれると思えますけれども、ぜひやっていただきたい。

そこで、私たちもこれまで県が建ててるいろんな施設で、バリアフリーの問題も含めて、障害を持っている人たち、私たち車椅子だけではなくて、いろんな人たちがいらっしゃいます。それこそ発達障害の方もいらっしゃれば聴覚障害の方たちもいらっしゃいますけれども、そういう方たちも含めてぜひ、この計画を立てるときに参画をさせていただきたいという思いです。県営の施設の場合、当然声がかかりませうけれども、でも、もう固まってしまってから「ここはどうですか」と言われてもどうしようもない場合があるので、こういったソフトの部分も含めて、こういう計画を立てていますみたいところは可能な限り、もちろん警察の中の施設ですから、ここは秘密ですというようなところもあると思えますけれども、いろんなパターンの方たちが警察のお世話になったり、被害者の家族の方

も警察署を利用されたりというようなことも含めて、総合的に考えていただきますように、そして参画させていただきますようお願いしたいと思います。どなたか御答弁いただけたらと思います。

○緒方会計課長 東署の複合施設建設につきましては、先ほど説明いたしましたとおり21年度に基本設計をやったわけですが、その前に熊本東署の建設委員会というのをまず立ち上げております。委員長は、隣にいる警務部長が委員長でございます。各部門から刑事、生安、交通、警備ですね。特に生活安全あたりを少年を持っておりまして、少年補導室の関係ですね。それから留置場が本部の集中留置場ができますので、刑事部とかがやる。そういったもろもろの部で検討をやりまして、それからバリアフリーあたりの関係も、設計委託業者と十分打ち合わせながらやっていきますので、今後50年使う施設でございますので、そういった今後の社会情勢の変化に対応できるような施設をつくっていきたくて考えております。以上でございます。

○平野みどり委員 当事者が参画できなかった状況があるみたいで、ちょっと残念ですけども、県がお金を出してUDバリアフリーというふうにしてやっていくときに、かなりいろんな場面で、今回の九州新幹線もそうですけれども、当事者の視点というのをきちんと入れていくんですね。今回は残念ですけども、今からでも遅くない部分に関しましては、いろんな団体にも御意見をいただくような形で取り組みをしていただきたいということを、要望させていただきます。以上です。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を

終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第56号、第60号、第63号、第91号から94号まで及び第101号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第56号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号外7件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が1件あっております。まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、教育委員会瀬口高校教育課長から報告をお願いします。

○瀬口高校教育課長 県立特別支援学校整備計画案について、御報告いたします。

県立特別支援学校の整備につきましては、平成21年度に立ち上げました熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会から報告書の提出を受けまして、その報告内容をもとに、先日の3月定例教育委員会で整備計画案を決定いたしました。

お手元の資料には、1枚目に計画案骨子を、2枚目以降に計画案を綴じ合わせており

ます。本日は、1枚目の骨子に沿って御説明させていただきます。

本整備計画は、1、計画の目的に記載しておりますように、県立特別支援学校が抱える喫緊の課題への早急な対応を図るため、県教育委員会として今後、整備の方針及び整備の内容を示すものでございます。

2、整備期間及び計画内容の枠囲みの中をごらんください。

平成22年度から平成26年度に整備または整備の検討に着手する内容を、①から④まで記載しております。

このうち網かけをしております①、②の1、③の1の3つにつきましては、整備計画に記載するとともに最優先事項として取り組みを開始しているものでございます。

まず、編かけの①は、今回基本構想策定費として当初予算の御審議をお願いしております件でございます。

また、編かけの②の1及び③の1は、既に6月議会で補正予算措置をいただきました3校の高等部分教室設置の件でございます。現在、4月の開設に向けて最終準備を進めているところでございます。

②の1後半になお書きしておりますけれども、分教室整備後も熊本市の児童生徒数の増加が予想されるため、その整備につきましては熊本市と協議することとしております。

また③の2でございますが、現在、知的障害特別支援学校がない鹿本地区については、既存施設を活用した整備を検討することとしております。

④は、これまで養護学校と呼んでいた各学校の名称を変更するものでございます。

次に、平成27年度以降の整備内容としましては、⑤軽度知的障害生徒を対象とする高等部のみの特別支援学校等について、既存施設を活用した整備を検討すること、⑥校舎の改築期を迎える学校については、その時点の社会情勢等を踏まえて整備を検討することの

2点を明記しております。

最後に、1枚目骨子の裏面をごらんください。

今後の予定でございますが、3月中旬から4月中旬をめどに、パブリックコメントを実施いたしまして、5月の定例教育委員会において整備計画を決定する予定です。

県立特別支援学校整備計画案についての報告は、以上でございます。

○倉重剛委員 整備計画、きょう配付されるとは知らなかったもので、まだ熟読してないんですけども、先般、本会議で公明党の城下君が質問しました、例の横手の新校設置について、関係者の1人として御礼申し上げたいと私は思うんです。従来からずっと運動展開をしてきたことが、現実的に——しかし、びっくりしたのは突然出てきたんですね。驚いた方が実は大きかったんですけども、それは横に置きまして、いろいろ質問内容が私の手元に来ているんですよ。これをちょっと、お答えいただければと思います。中には、僕があれっと思うような質問もありますけれども、正直言って質問は7問来ています。ちょっと読ませていただきますけれども、なぜ新校予定地を今のこの県警第2別館跡地につくったのか、選定したのかという理由が1つ。それから、地域住民への説明の際の反応はどうであったか。これは、たしか教育長がお答えになったような気がしますが、それでもね。それから、今なぜ重度重複障害を対象とした新校設置が必要なのか。それからインクルーシブ教育が言われ出した今日、重度重複障害児童生徒を対象として学校をつくる意義は何か。新校設置について、関係の保護者の意向はどうなっているのか。ちょっと長くて申しわけない。それから熊本市の協議はどうなっているのか。平成23年の基本構想での検討内容は何か。これは今ちょっと見せていただいたのでこれは省きますけれども、6

つについて答えられるものがあつたら答えてください。わかる。

○瀬口高校教育課長 まず、横手の候補地としましては、重度、重複の子供たちが非常に重篤な状況がございますので、その重篤な患者等に対応可能な救急救命センターが設置されている医療機関、熊本県には日赤、国立医療センター、済生会とかございますけれども、そこに最も近い県有地の中から選定いたしまして県警第2別館跡地というふうに変定したところでございます。

○倉重剛委員 次は、地域住民への説明の際の反応はどうであったかということ。

○瀬口高校教育課長 地域住民の方々にも2月当初、新聞掲載の少し前ぐらいから説明に参りまして、城西校区の自治会役員の方々を初め周辺の方々、185軒に上りますけれども、対面して135軒、不在のところは文書で、概要のチラシ等を配布し説明に当たったところで、住民の方々からは非常に好意的に受けとめていただいております。今後も、基本構想策定の中でいろいろ説明会等もまた開いていきまして、丁寧な説明を行っていきたいというふうに思っております。

○倉重剛委員 これは1番目と関係しますけれども、なぜ今、重度重複障害を対象とした新校設置が必要なのか。

○瀬口高校教育課長 必要性につきましては、現在、熊本市周辺でございますが、熊本養護学校を中心に非常に、医療的ケアを受ける子供たち、また健康状態に非常に特段の配慮を必要とする子供たちが多数在籍しております。その中でも熊本養護学校には、先生方ごらんいただいておりますように、知的障害の子供たちも多数在籍しておりますので、

その同じ空間で学ぶということは非常に危険性も指摘されておりました。それで両校、熊本養護学校とか松橋養護学校がそのたくさんの生徒を抱えておりますけれども、そういう医療機関と非常に離れているために、緊急対応に非常に不安があつたということで、現在、整備協の報告からも最優先課題というふうに変報告を受けておりましたので、こういうことになつたわけでございます。

○倉重剛委員 はい、わかりました。

それからインクルーシブ教育が行われ出した今日、重度重複障害の児童生徒を対象とした学校をつくる意義は何か。

○瀬口高校教育課長 意義と申しますと……

○倉重剛委員 これは、いい。私はわかっているから。

それから新校設置についての関係の保護者の意向はどうだったのかということですね。もちろん、説明は終わっていますか。

○瀬口高校教育課長 はい。関係保護者には、これまで2回ほど説明会をしておりまして、直接保護者の意見を聞いております。その中では非常に前向きに検討してほしいという強い要望を受けておりまして、そういうことで、多分応援をしていただけたらと思っております。

○倉重剛委員 最後に、熊本市の協議はどうなっているのか。熊本市も、そういう構想を持っていたという事例がありますからね、それを含めて。

○瀬口高校教育課長 熊本市が現在、検討委員会を開催しております、その中に本県の方からもオブザーバーとして参加しております。また熊本養護学校の校長も委員の中に入

っておりまして、県外の抱えている特別支援学校の課題等については、情報等も提供し説明をしているところでございます。熊本市としては、本県の整備計画をもとにまた検討を進めてまいるといふことでございますので、今後、市と県とでいろいろ協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○倉重剛委員 ありがとうございます。

そういうことで、教育委員会は非常に積極的に、しかも深く静かに潜行していただいて、こういうすばらしいプレゼントをしていただいたということに対して心から感謝申し上げます。

これは余談ですけども、議会の1階のスペースを利用して、各養護学校の製品を展示したりなんかしているんです。これは熊本養護学校が始めたんですね。教育長は見られたことがありますか。（「はい、見ました」と呼ぶ者あり）関係者は、ぜひ見てもらいたい。知事は見たかとの前聞いたら、見ましたと言っていたから、ぜひ関係者は見ていただきたい。立派な作品がたくさんあります。どうか、こういう恵まれぬ弱き彼らに対して手を差し延べていただくということに対して感謝します。ありがとうございます。以上です。

○平野みどり委員 関連です。私のところにも同じような質問が来ているんですけども、結局、くまもと江津湖療育医療センターの中に分校をつくらうということが、駐車場スペースがとれないということでとんざしましたよね。医療機関のそばだったら安心ということで、熊本養護学校の分校はということが最初模索されたわけですが、それがうまくいかなかった。そういつて今回、私もいきなり聞いてびっくりしたんですけども、できることは私も受け入れたいというか、いいことだろうというふうに思います。

ただ、これがタイミングが本当に、どっちが先だったのかなというふうな疑問を持たれている方たちがいらっしゃる。つまり、最初からこの医療的なケアが要る子供たちの分校なり学校が横手の方にできるという、敷地なり確保ができているとするならば、熊本養護学校の敷地はあくわけですから、わざわざ聾学校の中に分教室をつくらなくてもよかったですのではないかと。これ最初からもうわかっている、聾学校の中の分教室をつくりたいがために、こういった情報のタイミングだったんじゃないかというふうなうがって考えられる方たちもおられるんですね。ですから、その心配というのは、恐らく聾学校の方たちが、このままどんどん、今回も26名ですか、応募されていて、どんどんふえていって、敷地はありますので、そこが熊本養護学校の第2分校みたいな形になっていきはしないかというようなことを心配されているんだろうと思うんですね。それに関して、前も私は言いましたけれども、聾の方とかはやはり普通の人たちと違う就労だったり就学の支援が要る、福祉のサービスとの連携というのはとても必要なもので、長嶺にある聴覚障害者の情報提供センターとか、いろんなものが1カ所に集約されると、本当に情報保障という意味ではいいわけで、東町の今の聾学校、今、分教室をつくっていますけれども、あそこをやはり総合的に今後どうやって聴覚障害の皆さんたちが安心して学び、そして就労し就学し、そして社会人としてその後も情報を共有できるかというようなことを、やっぱり考えていく時期がもうそろそろ来ているんだろう、教育委員会だけの話ではないですからね。そういう部分は、ぜひ今後他の部署とも協議をしていっていただきたいなというふうに思います。

それともう1点。今なぜ養護学校の設置なのかという部分です。私も、説明に来られたときに、なぜ、熊本養護学校の分校ではいけ

ないんですかと、改めてそこに校長先生がいて、教頭先生が2人いたりするような新たな養護学校を1つつくるといのは、確かにインクルーシブというような流れの中でどうなのかなというふうに正直思ったんですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○瀬口高校教育課長 先ほどの必要性につきましては御説明したとおりでございますが、子供たちの実態が、健康面で特段の配慮を要する、危険性も非常に心配されているという状況で、分校となりますと、管理職、校長が本校において、分校の方には校長がいないという状況になりますので、そういったところで危機管理面で、最終責任者がやっぱりそこにいないと、決断する際に非常に時間を要したり難しい場面に遭遇したりするというふうに思いますので、ぜひ本校として設置したいというつもりでおります。

○平野みどり委員 私は理解しています。ですから、重度の子供たちだけの学校となると、やはりその子供たちの存在も含めて、その子供たちの刺激も含めて、やっぱり固定化されてしまうので、ぜひとも、説明でも受けましたけれども、地域の学校との連携とか、交流になりますけれども、そういう部分はとても大事に今後やっていただきたい。義務制の方との協議になってくるので、熊本市とぜひ連携していただきたいというふうに要望しておきます。以上です。

○倉重剛委員 いずれにしても、非常に感謝します。ありがとうございました。

○早田順一委員 済みません、最後に。地元のことです。申しわけございません。

3の2の鹿本地域に既存施設を活用した整備を検討するというので、山鹿の方も今空き教室を検討されておりますけれども、県の

方からスムーズに移行できるように、しっかり指導していただきたいというふうに思っておりますので、その打ち合わせを山鹿とぜひしていただきたいと思っております。これは要望です。お願いします。

○守田憲史委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（発言する者なし）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後0時37分閉会

○守田憲史委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、船田副委員長を初め委員各位の御協力をいただきながら委員会運営を行ってまいりましたが、委員各位におかれましては、さまざまな諸問題につきまして終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、教育長、県警本部長を初め執行部の皆さんにおかれましても、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

また、この春勇退される執行部の方もおられると思いますが、これからも御健康に留意され、県勢発展のためにお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆さんの今後のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単でございますがごあいさつとさせていただきます。

副委員長からも、一言ごあいさつをお願いします。

○船田公子副委員長 一言ごあいさつ申し上げます。

1年間、守田委員長のもとで委員会運営を務めさせていただきましたが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきまして大変ありがとうございました。

また、執行部の皆さんにおかれましても、諸問題につきまして真摯に対応していただき、心から厚く御礼申し上げます。

また委員長のお話にありましたように、中でもこの春勇退される執行部の方におかれましては、長い間県政に携わっていただき、本当に御苦労さまでございました。今後とも、県勢発展のために、さらなる御理解とお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、委員各位の皆様、執行部の皆さんの今後のますます御健勝と御活躍を御祈念いたしまして、簡単ではございますがごあいさつをさせていただきます。まことにありがとうございました。

○守田憲史委員長 それでは皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後0時39分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長